

当文教厚生委員会に付託された案件については、本日、午前10時から、全員協議会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

議案第72号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金給付事業について、9月30日までに転入した方については対象者自らが申請する必要があり、申請漏れが起こらないかを危惧している。市民への個別通知等を実施する考えはあるか。また、どのような周知を行う予定か。とに対し、

短い期間内で課税調査を行い対象者を把握することが難しいため、現時点では個別の案内を送付することは考えていません。

市民へは、市報、ホームページ等で周知を行っていきます。とのこと。

同事業について、外国籍市民は対象となっているか。とに対し、

給付要件に該当する方であれば外国籍市民についても対象としています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。